

大和市教育委員会 3 月定例会

日 時 平成 25 年 3 月 28 日

午前 10 時 00 分

場 所 教育委員会室

1 開 会

2 会 議 時 間 の 決 定

3 前 会 会 議 録 の 承 認

4 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定

5 教 育 長 の 報 告

6 議 事

日程第 1 (議案第 16 号) 大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について

日程第 2 (報告第 1 号) 大和市教育委員会職員の人事異動について

7 そ の 他

8 閉 会

議案第 16 号

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を
改正する規則の一部を改正する規則について

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正す
る規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 25 年 3 月 28 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正する規則（平成25年大和市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表の改正規定中「「以内」を削り」を「「1人」を「2人」に改め」に改める。

・ 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(下線部分は、改正部分)

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正する規則に関する教委規則新旧対照表

改正案	現行（平成25年大和市教育委員会規則第5号）
<p>別表青少年相談室職員の部相談員の項定数の欄中「7人以内」を「10人」に改め、同部特別相談員の項定数の欄中「1人」を「2人」に改め、同項設置目的及び主な職務の欄中「及び相談員」を「並びに学校が行う教育相談に対する支援並びにこの規則に定める他の青少年相談室職員」に改め、同部専門街頭指導員の項定数の欄中「3人」を「2人」に改め、同部教育支援教室指導員の項定数の欄中「5人」を「4人」に改め、同部心理カウンセラーの項設置目的及び主な職務欄中「学校教育相談員」を「相談員及び不登校児童生徒支援員」に改め、同部スクールソーシャルワーカーの項設置目的及び主な職務欄中「学校教育相談員」を「相談員及び不登校児童生徒支援員」に改め、同表社会体育振興委員の項を削る。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>別表青少年相談室職員の部相談員の項定数の欄中「7人以内」を「10人」に改め、同部特別相談員の項定数の欄中「以内」を削り、同項設置目的及び主な職務の欄中「及び相談員」を「並びに学校が行う教育相談に対する支援並びにこの規則に定める他の青少年相談室職員」に改め、同部専門街頭指導員の項定数の欄中「3人」を「2人」に改め、同部教育支援教室指導員の項定数の欄中「5人」を「4人」に改め、同部心理カウンセラーの項設置目的及び主な職務欄中「学校教育相談員」を「相談員及び不登校児童生徒支援員」に改め、同部スクールソーシャルワーカーの項設置目的及び主な職務欄中「学校教育相談員」を「相談員及び不登校児童生徒支援員」に改め、同表社会体育振興委員の項を削る。</p>

報告第 1 号

大和市教育委員会職員の人事異動について

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 40 年大和市教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 2 項の規定により、別紙のとおり教育長が事務を臨時に代理したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

平成 25 年 3 月 28 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正